

仕様書

- 1 件名
令和7年度 練馬区立中学校外国語指導助手(A L T)派遣 (単価契約)
- 2 目的
練馬区立中学校生徒に英語を理解し、英語で表現する基礎能力を身に付けさせ、英語の学習能力の向上と実用的な会話学習の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ることを目的として、外国語指導助手 (以下「A L T」という。)の派遣を委託する。
- 3 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 就業場所
練馬区立中学校 33校
※別表「令和7年度A L T配置日数」参照
- 5 派遣労働者を受け入れる組織 (派遣先)
練馬区立中学校
- 6 就業日、就業時間等
 - (1) 就業日
原則月曜日から土曜日 (祝日を除く。)で、派遣先の定める日。ただし、学校行事等の都合により日曜、祝日を就業日として指定することがある。
なお、就業先ごとの就業日は特定の曜日・特定の時期に偏ることなく、派遣期間中に均一に配置することを原則とする。
 - (2) 就業時間
午前8時00分から午後6時00分までのうち、派遣先の定める時間 (平均6時間)とする。
 - (3) 休憩時間
勤務時間の中で連続する45分間を休憩時間とする。休憩時間は料金の算定に含めない。
なお、就業日のうち、勤務時間が6時間に満たない日の休憩時間の付与については、派遣先と派遣元の協議により、就業日ごとに定める。
 - (4) 時間外労働
法定労働時間を超えてA L Tを労働させる必要がある場合、派遣先は、派遣元に対し、時間外労働を求めることができる。ただし、時間外労働を命ずることができる時間数は、派遣元とA L Tの間に定める時間数の範囲内とする。派遣元は、A L Tを時間外労働に就けることのできる時間数の上限を派遣先宛て通知すること。
 - (5) 就業日の振替
派遣先の都合により就業日を変更したい場合は、派遣先は当初の就業する予定であった日の3日前 (土日祝日を除く。)までに派遣元に協議する。就業日の振替は、派遣元およびA L Tが双方協議合意した場合に決定する。
- 7 業務内容
【派遣元 (受託者)】
 - (1) 英語を母語または公用語とする者またはそれと同等と練馬区教育委員会が認める者 (「10 A L Tの要件」の要件を満たす者)によるA L Tの派遣
 - (2) (1)の業務を円滑に履行するために必要な以下の業務

- ア 練馬区教育委員会、就業先、ALTとの連絡調整
- イ 就業先の訪問、ALTの業務遂行状況の把握・評価
- ウ 学習指導要領に基づく指導カリキュラムおよびALTに求められる役割の理解、その他業務遂行に必要となる研修の実施
- エ ALTにかかわる就業先からの要望や苦情等に対する必要な措置
- オ ALTの勤務管理および欠勤・遅刻等がある場合の練馬区教育委員会および就業先への事前報告と代替労働者の派遣
- カ ALTが本事業の目的を理解し、就業先での規律および施設管理上の規則等を遵守し、指揮命令権者の指揮命令の下に従事するための適切な措置
- キ ALTへの指導方法・教材作成等の助言および支援
- ク 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）により派遣元に義務付けられている諸手続
- ケ 就業先ごとの就業日程策定に係る連絡調整

【ALT】

- (1) 外国語科の年間指導計画及びレッスンプランに基づき、生徒との対話・会話を中心に「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を育成する英語指導
 - (2) 模範読みおよび音声の指導
 - (3) 生徒の英作文等の添削指導
 - (4) 使用教材作成および解説
 - (5) 録音教材作成
 - (6) 海外の文化や習慣の紹介、英語や国際理解に対する関心や学習意欲を高める情報の提供
 - (7) 授業時間外、研修会、学校行事、部活動等における英語での生徒との交流、コミュニケーション等の支援・指導
 - (8) 業務実施に係る英語科教員等との事前確認作業、発音・発声等の指導
- 8 派遣人員
就業先1校（か所）につき、1名のALTを派遣する。
なお、本件業務においては生徒への指導の連続性、継続性を保持する必要があることから、派遣元は派遣期間を通じた同一人物の派遣に努めること。
- 9 業務指揮権限
就業先は、ALTが従事すべき業務に関し、必要な指揮命令を行う。
- 10 ALTの要件
ALTの急な退職の補充が発生した場合等に、練馬区教育委員会の了承を得た上で一時的に派遣する者を除き、ALTはつぎの全ての要件を備えた者とする。
- (1) 以下に記載するいずれかの要件を満たす者であり、かつ中学校英語科の授業での指導実施に適切な発音等ができる者
 - ア 英語を母語または公用語とする者
 - イ CEFRL（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）においてC1（熟練した言語使用者）以上の能力を有する者
 - ウ 英語教育における学位（学士号、修士号、博士号等）を取得している者
 - (2) 英語指導経験を有する者
 - (3) 派遣元で実施する研修等を受けている者
 - (4) 心身ともに健康であり、原則として、派遣期間を通して派遣できる者

(5) 「7 業務内容」に掲げた業務を適切かつ迅速に遂行できる能力を有する者

11 安全衛生

派遣元および派遣先は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）を遵守し、派遣労働者（ALT）の作業環境を保持することに努める。

12 派遣先責任者

練馬区教育委員会は就業先ごとに派遣先責任者を選任する。派遣先責任者は、ALT の派遣就業に関し、労働者派遣法第 41 条に定める事項を行う。

13 指揮命令者

各校の校長とする。ただし、副校長または英語科担当教諭が代わって指揮する場合がある。

14 派遣元責任者

役職名	氏名および電話

15 派遣労働者（ALT）からの苦情処理の方法

(1) 苦情の申出は、派遣元においては苦情担当責任者が、派遣先においては指揮命令者が受けるものとする。

(2) 苦情に対しては、派遣元および派遣先が連携して、誠意をもって適切かつ迅速に処理するものとする。

16 福利厚生施設

業務遂行上必要となる設備および機器（就業先の職員用ロッカー、机、通信機器等）の利用を認める。その他利用可能な施設および機器については、派遣先、派遣元双方協議合意の上、決定する。

17 支払方法

ALT 派遣 1 時間あたりの単価契約とする。

(1) 通勤に係る交通費は、派遣金額に含むものとする。

(2) 支払は、1 か月単位とする。

(3) 算定は、ALT 派遣 1 時間あたりの単価に基づき、1 時間単位で計算し、ALT ごとに 1 か月間合計する。就業時間により 1 時間に満たない勤務が生じた場合は、5 分単位で計算するものとする。ただし、個別契約時間において 5 分未満の時間が生じた場合は、個別契約時間を優先し計算するものとする。

(4) 受託者は、令和 7 年 4 月分から令和 8 年 3 月分まで、派遣実績を毎月末日で締め、派遣料金を計算し、練馬区の定める手続に従い翌月初日以降に書面をもって練馬区に請求する。

(5) (4)により練馬区に請求する代金は、1 か月の総額に 100 分の 10（消費税分）を乗じて得た額を加算した額とする。

なお、税法の改正により消費税等の税率が引き上げられ、当該契約において、引上げ後の消費税率が適用される場合には、改正以降における消費税および地方消費税相当額は、引上げ後の税率により計算する。

(6) 派遣料金算定の際、1 円未満の端数が生じた時は、これを四捨五入し、派遣料金に消費税を乗じた際に円未満の端数が生じた時には、これを切り捨てるものとする。

(7) 遅参、早退等における派遣料金の算定方法は 5 分単位で計算するものとする。

- (8) 練馬区は、月ごとの検査の完了後、請求から 30 日以内に委託料を支払う。
- 18 休業の補償
練馬区の責に帰すべき理由により、A L T を業務に従事させることができない場合は、休業手当相当額（休業を命じた期間に契約単価を乗じ、消費税相当額を勘案した金額の 3 分の 2。1 円未満切捨て）を支払うものとする。
- 19 個人情報保護および管理
別添「労働者派遣契約における情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。
- 20 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置
労働者派遣の役務提供終了後、練馬区が当該派遣労働者を雇用する場合には、あらかじめ派遣元に通知する。また、その場合には、練馬区は派遣元に対して手数料を支払う。手数料の額については、練馬区と派遣元が協議により決定する。
なお、練馬区が派遣元に手数料を支払うのは、派遣元が職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）その他の法律の規定による許可を受けて、または届出をして職業紹介を行うことができる場合において、練馬区がその職業紹介により当該派遣労働者を雇用した時に限る。
- 21 派遣労働者を無期雇用派遣労働者または 60 歳以上の者に限定するか否かの別
無期雇用派遣労働者または 60 歳以上の者に限定しない。
- 22 契約解除の場合の措置
- (1) 練馬区が派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって、本契約の解除を行おうとする場合は、派遣元と十分に協議した上で適切な処理を講ずるとともに、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとし、これができない場合には少なくとも契約解除予定日の 30 日前に派遣元に解除の理由を明示して、その旨を予告するものとする。
 - (2) 練馬区が(1)の予告を怠った場合、派遣元は、当該労働者の 30 日分の賃金相当額を練馬区に請求することができるものとする。
 - (3) 練馬区が派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって、本契約の解除を行おうとする場合に、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときは、契約解除通知を行ったか否かに関わらず、中途解除に起因する派遣労働者および派遣元に生じた損害の賠償を行うこととする。損害の算定は、派遣元が派遣労働者を休業させる場合は、休業手当相当額（契約が解除されなければ勤務していたであろう期間に契約単価を乗じ、消費税相当額を勘案した金額の 3 分の 2。1 円未満は切捨て）を基本とする。派遣元が派遣労働者をやむを得ず解雇する場合には、当該労働者の 30 日分の賃金相当額を損害算定の基本とする。
- 23 その他
- (1) A L T が業務を行うために必要となる教科書は、派遣元が用意することとする。
 - (2) A L T が指揮命令権者の指揮の下で作成した教材の著作権（著作権法（明治 32 年法律第 39 号）第 27 条および第 28 条の権利を含む。）は、練馬区教育委員会に帰属する。また、派遣元は、練馬区教育委員会および成果物の利用者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
 - (3) この仕様書に記載のない事項に関しては、別途、派遣先および派遣元の協議により定める。

- (4) 環境への配慮については、別添「練馬区環境方針」の趣旨を踏まえ、環境関連法令の遵守とともに、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月 10 日 練福障第 2089 号）を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

24 担当

練馬区教育委員会事務局教育振興部教育指導課管理係
電話 03-5984-5746

令和7年度 中学校AL T派遣先一覧

行政 番号	学校名	所在地	電話番号
1	旭丘中学校	旭丘 2-40-1	3957-3133
2	豊玉中学校	豊玉南 2-1-20	3994-1451
3	豊玉第二中学校	豊玉北 2-24-5	3993-4212
4	中村中学校	中村南 1-32-21	3990-4436
5	開進第一中学校	早宮 1-16-50	3993-2417
6	開進第二中学校	練馬 2-27-28	3993-1348
7	開進第三中学校	桜台 3-28-1	3993-4265
8	開進第四中学校	羽沢 3-24-1	3993-1481
9	北町中学校	北町 3-1-34	3932-7231
10	練馬中学校	高松 1-24-1	3990-5451
11	練馬東中学校	春日町 2-14-22	3998-0231
12	貫井中学校	貫井 2-14-13	3990-6412
13	田柄中学校	田柄 3-3-1	3990-4403
14	豊溪中学校	旭町 3-5-10	3939-0245
15	光が丘第一中学校	光が丘 6-5-1	3976-5871
16	光が丘第二中学校	光が丘 7-1-1	3976-9202
17	光が丘第三中学校	光が丘 3-2-1	3977-3521
18	石神井中学校	石神井台 1-32-1	3997-3131
19	石神井東中学校	高野台 1-8-34	3996-2157
20	石神井西中学校	関町南 3-10-3	3920-1034
21	石神井南中学校	下石神井 2-7-23	3997-3315
22	上石神井中学校	上石神井 4-15-27	3920-1126
23	南が丘中学校	南田中 4-8-23	3904-5782
24	谷原中学校	谷原 4-10-5	3995-8036
25	三原台中学校	三原台 3-13-41	3925-9564
26	大泉中学校	東大泉 4-27-35	3924-0771
27	大泉第二中学校	東大泉 6-21-1	3922-0165
28	大泉西中学校	西大泉 3-19-27	3921-7101
29	大泉北中学校	大泉町 5-4-32	3925-9230
30	大泉学園中学校	大泉学園町 4-17-32	3925-4492
31	大泉学園桜中学校	大泉学園町 9-2-1	3924-1126
32	関中学校	関町北 4-34-23	3929-0048
33	八坂中学校	土支田 4-47-21	3924-0399

※各校の派遣日数は、1～3年学級数および特別支援学級数に応じて決定するものとし、学級数確定後に別途派遣元へ通知する。

令和7年度ALT配置時間算出
(年間35時間配置)【予定】

行政 番号	配置先 (中学校 33校)	令和7年度学級数 (見込み)	年間配置日数 (見込み)
1	旭丘中学校	9	79
2	豊玉中学校	9	79
3	豊玉第二中学校	7	61
4	中村中学校	18	156
5	開進第一中学校	12	105
6	開進第二中学校	12	105
7	開進第三中学校	10	88
8	開進第四中学校	14	123
9	北町中学校	10	88
10	練馬中学校	16	143
11	練馬東中学校	11	96
12	貫井中学校	12	105
13	田柄中学校	8	70
14	豊溪中学校	6	53
15	光が丘第一中学校	9	79
16	光が丘第二中学校	9	79
17	光が丘第三中学校	17	146
18	石神井中学校	22	188
19	石神井東中学校	15	131
20	石神井西中学校	18	156
21	石神井南中学校	10	88
22	上石神井中学校	12	105
23	南が丘中学校	10	89
24	谷原中学校	16	143
25	三原台中学校	14	123
26	大泉中学校	25	215
27	大泉第二中学校	15	131
28	大泉西中学校	15	131
29	大泉北中学校	9	79
30	大泉学園中学校	12	105
31	大泉学園桜中学校	6	53
32	関中学校	12	105
33	八坂中学校	7	61
	合計	407	3,558